#### 議員提出議案第1号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年8月30日

上 泰二朗 村 西 村 弥 子 住 孝 行 Ш 智 帆 前 Щ 市 福 浜 隆宏 谷 知 子 縄 喜 和 堂 藤 語 正 範 東 義博 入 江 誠 田 河 上定弘 鳥 羽 喜 前 伸 前 原 茂 田 坂 野 浜 子 経三郎 田 妙 尾 崎 薫 興 治 英 夫 伊 保 Ш 部 洋 藤 中 夫 広 樹 島 規 谷 直 島 谷 龍 司 斉 木 正 俊 史 内 福 田 博 長 田 哉 内 田 隆 嗣 浜 田 松 田 正 鹿 島 功 安 毅 銀 杏 利 田 由 泰 野 坂 道 明

# 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(議員報酬の額)	(議員報酬の額)
第2条 略	第2条 略
2 議員報酬は、議会の議員の職についた日から、退職等(任期	
満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でな	
くなることをいう。以下同じ。)となったときはその日(次条第	
1項の規定に該当することとなった議員が同項に規定する閉会	
月の末日までに退職等となったときは、当該月の前月の末日)	
まで、死亡したときはその月の末日まで支給する。	
3 前項の規定により議員報酬を支給する場合の議員報酬の額	
は、月の1日から末日まで支給する場合を除き、その月の現日	
数を基礎として日割りによって計算する。	
(議員報酬の支給制限)	(議員報酬の支給制限)

第2条の2

第2条の2 議会の議員が、一の定例会の開会の日から当該定例

「本分 墨 (常任委員 の項において「閉会月」という。)の翌月から同日後に開催され 支 の全て (以下に までの議員報酬は、 のいずれかに最初に出席した日の属する月 (以 下 この限りでない。 当該定例会の閉会の日の属する月 1H 以下同 る定例会若しくは臨時会における会議又は委員会 での間に開かれる会議及び委員 議会運営委員会及び特別委員会をいう、 その翌月) 次に掲げる場合は、 会月と同一月であるときは、 を欠席したときは、 ただし、 会の閉会の日ま 議等」という。) 給しない。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和42年鳥取県条例第31号) 第 1 条に規定する公務上の災害又は通勤による災害のために欠席したとき。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったために欠席したとき。
- (3) 出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、1週間)前から出産後8週間以内において欠席したとき。
- (4) 育児又は介護のために欠席したとき。
- (5) 負傷又は疾病の療養のために欠席した場合であって、医師の診断書の提出があったとき (議長がやむを得ないと認め)

### るときに限る。)。

当該1 までの その任期中において本会議等を欠席した日か 年を経過する日の属する月の翌月から同日後に開催される本会 (当該1年を経 引き続き1年間本会議等の全てを欠席 (前項第1号から第4 その翌月) でに掲げる場合における欠席を除く。)したときは、 議等のいずれかに最初に出席した日の属する月 月であるときは、 過する日の属する月と同一 議員報酬は、支給しない。 議員が、 議会の記 2

刑事事件 議会の議員が、 前条の規定にかかわらず、 2条の3

これを速やかに返納しなければならな 勾留その他の身体を拘束す から当該処分を解かれた日の前日の属する月までの議員報酬 支給を停止され るべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがある 当該処分を受けた日の翌日の属する月 この場合において、 逮捕、 の被疑者又は被告人として、 その支給を停止する。 る処分を受けたときは、 買け、 該議 訓 ばき

委員会又は地 第100条第12項の規定により会 席した日から引き続き1年間議会等の会議を欠席したもの(公 議規則で定める議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若し (以下「議会等」という。) の会議を欠 結核等の感染症その他これらに類するものとして 以下「長期 当該長期欠席者に該当すること 長期欠席者が議会等に出席した となった日の属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。 当該出席した日の属する月以降の議員報酬を支給する。 議長が認める理由による欠席が含まれる者を除く。 その任期中において議会 方自治法(昭和22年法律第67号) 欠席者」という。) については、 前項の規定にかかわらず、 くは調整を行うための場 議会の議員のうち、 務上の災害、 きは、

°

- 2 前項の規定による議員報酬の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。
- (1) 公訴を提起しない処分があった場合
- (2) 無罪、免訴又は公訴棄却の裁判が確定した場合
- 3 第1項の規定による議員報酬の支給停止に係る刑事事件について、有罪の裁判が確定したときは、次に掲げる月分の議員報酬は、支給しない。
- (1)
   第1項の規定による支給停止を受けた月(支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月を含む。)
- (2) 当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで
- (3)
   当該有罪の裁判において言い渡された罰金又は科料を完納しないことにより労役場に留置された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで。

(期末手当)
第3条 議会の議員で6月1日又は12月1日 (以下これらの日を
料
準が
準がず

それがた

₩

又は死

*1*6

議員報酬の月額の100分の145に相当 する額に100分の142を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の (以下「対象期間」という。) におけるその者の在職期間の 区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例 ريد 第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額 前項の期末手当の額は、 3号) かる。 期間 紙  $\alpha$ 

## 期末手当の支給制限

3条の2 紙

溌 3第3項の規定により議員報 前項の 前条第2項の規定により算定され た額に対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間にお  $\circ$ 対象期間中に第2条の る場合の期末手当の額は、 前条第2項の規定にかかわらず、 2条の 酬を支給されなかった月があ 規定に該当する場合を除き、 1項若しくは第2項又は第 2

#### 期末手当)

議会の議員で6月1日又は12月1日にそれぞれ在職す 期末手当を支給する それぞれの期間につき、 巻に、 83 《张 無

10

(昭和 という。)におけるその *1* 議員報酬の月額の100分の145に相当 第16条の4第2項の表に定める割合 6月1日又は12月1 者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例 する額に100分の142を乗じて得た額に、 以前6月以内の期間(以下「対象期間」 前項の期末手当の額は、 26年鳥取県条例第3号) じて得た額とする。  $^{\circ}$ 

### 期末手当の減額等

S 3条の 紙 長期欠席者の期末手当の額 数を対 象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額 前条第2項の規定によ これを切り捨てた り算定された額に対象期間中の議員報酬が支給された月 ばき 前項の規定に該当する場合を除き、 ريـ (その額に1円未満の端数を生じた 前条第2項の規定にかかわらず、 ź S

額)とする。

ける在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。 第3条の3 期末手当のうち、第3条第2項の規定により算定さ

れた額に対象期間中の第2条の3第1項の規定により議員報酬 月分の 数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗 1) 0 これを速 月を含 これを 支給を停止されるべきであった部分の期末手当 その支給を停止する。 当該人 の支給を停止された月(支給を停止されるべきであった) (その額に1円未満の端数を生じたときは、 当該議員は、 議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは で既に支給を受けたものがあるときは、 切り捨てた額)に相当する部分は、 やかに返納しなければならない。 場合において じて得た額

2 第2条の3第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給停止の解除について準用する。

第3条の4 支給日に期末手当を支給することとされていた議員

で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各 号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を停止す

る。この場合において、支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該者は、これを速やかに返納しなければならない。

- (1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の名の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同
  - じ。)をされ、その判決が確定していない場合
     (2) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕(当該逮捕に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。)された場合
- 2 前項の規定による期末手当の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。ただし、第3号に該当する場合において、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他支給することが支給停止の目的に明らかに反すると議長が認めるときは、この限りでない。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられなかった場合

<b>(</b> 1
躯
ったが
,_
()
48
Ž
尔
Ž
$\geq$
2
25
ر
ب
型
捏
1
监
1111111
$\langle \langle$
$\overline{}$
(2)
$\overline{}$

- (3) 起訴をされることなく当該支給停止に係る期末手当の基 準日から起算して1年を経過した場合
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期末手当は、支給しない。
- (1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合 当該支給日に係る期末手当
- (2) 第1項の規定による期末手当の支給停止に係る刑事事件 について禁錮以上の刑に処せられた場合(前項の規定により その支給を停止された期末手当を支給することとされた場合 を除く。) その支給を停止した期末手当(支給を停止される べきであった期末手当で既に支給を受けたものを含む。)

#### (旅費)

第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をするときは、旅費を支給する。

#### 

(2) 招集に応じて、議会等 (議会、委員会又は地方自治法

#### (旅費)

第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をす。ときは、旅費を支給する。

3

#### (1) 略

(2) 招集に応じて、議会等に出席するとき。

で定める議案の審査者しくは議会の運営に関し協議者しくは       調整を行うための場をいう。次号において同じ。) に出席する       とき。       (3) 略       2 略	(昭和22年法律第67号) 第100条第12項の規定により会議規則	
調整を行うための場をいう。次号において同じ。)       に出席する         とき。       (3) 略         路       2 略	で定める議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは	
(3)	調整を行うための場をいう。次号において同じ。)に出席する	
(3) 略 (3) 略	。 せい ユリ	
路	(3) 略	
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	

所 到

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議会の議員につ いては、施行の日以後に支給する議員報酬及び期末手当について、改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関す る条例第2条の3、第3条の2及び第3条の3の規定を適用する。

#### 議員提出議案第2号

#### 鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年8月30日

村	上	泰_	二朗
前	住	孝	行
福	浜	隆	宏
藤	縄	喜	和
東	田	義	博
河	上	定	弘
前	田	伸	
坂	野	経=	三郎
尾	崎		薫
伊	藤		保
中	島	規	夫
島	谷	龍	司
福	田	俊	史
内	田	隆	嗣
松	田		正
安	田	由	毅
野	坂	道	明

西 村 弥 子 山川 智 帆 市 谷 知 子 堂 範 語 正 入江 誠 鳥 羽 喜 前 原 茂 浜 田 妙子 興 治 英夫 Ш 部 洋 広 谷 直 樹 斉 木 正一 内 長 田 博 一哉 浜 田 鹿 島 功 銀杏泰利

# 鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(政務活動費の額等)	(政務活動費の額等)
第3条 略	第3条 略
(西黎还配 电分分分割 图)	
(安めに割食の人) 同政) 第3条の2 前条第1項の規定にかかわらず、議員が、刑事事件	
又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体	
る処分(以下「身体拘束処分」という。)を受けたときは、次の	
各号に掲げる期間の政務活動費の月額は、0円とする。この場	
合において、議員が当該月の分の政務活動費の交付を受けてい	
るときは、速やかに、当該政務活動費を県に返還しなければな	
らない。	
(1) 身体拘束処分を受けた日の翌日の属する月から身体拘束	
処分を解かれた日の前日の属する月まで	

- 身体拘束処分に係る刑事事件について、有罪の裁判が確 次に掲げる期間 定した場合は、 (2)
- 事施設に収容された期間の始期の翌日の属する月からその 当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行とし 終期の前日の属する月まで  $\nearrow$
- 当該有罪の裁判において言い渡された罰金又は科料を完 納しないことにより労役場に留置された期間の始期の翌 の属する月からその終期の前日の属する月ま  $\leftarrow$

Ш

- の最後の月までの政務活動費は、次の各号に掲げる区分に応 身体拘束処分を受 公訴を 提起しない処分があった日又は裁判が確定した日の属する年度 当該身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月 の翌月から当該身体拘束処分に係る刑事事件について、 前条第2項の規定にかかわらず、議員が、 当該各号に定める日に、交付する。 けたときは、  $^{\circ}$
- 同項に定める提出期限から30日以内 第5条第1項の規定による収支報告書及び証拠書類の写 において議長が定める日 しの提出があった場合 (1)
- 第5条第4項の規定による特例収支報告書及び特例証拠 8 次に掲げる区分に応 書類の写しの提出があった場合 Ш れぞれ次に定める (2)

# Z 当該提出の日が月の1日から10日までの間である場合当該提出の日の属する月の翌月の10日

- イ
   アに掲げる場合以外の場合
   当該提出の日の属する月の

   翌々月の10日
- 3 前項の規定により交付する政務活動費の額は、次条第1項の 規定により政務活動費を充てることができる経費の額から当該 年度において前条第2項の規定により既に交付した額(既に本 項の規定により控除した額を除く。)を控除した額(25万円に政 務活動費の交付を受けることができる期間の月数(前条第2項 の規定により政務活動費の交付を受けた月数を除く。)を乗じた 額から前項第2号の規定により既に交付した額を控除した額を 上限とする。)とする。
- (1) 第5条第1項の規定による提出 年度終了日の翌日から 起算して30日以内
- (2) 第5条第2項の規定による提出 同項に規定する期限

(収支報告書の提出等)

(以下 その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に 「証拠書類」という。)の写しを添えて、年度終了日の翌日から 起算して30日 (第3条の2第2項第1号の規定により政務活動 沠 *1*6 という。) 該年度分全てに係る特例収支報告書及び特例証拠書類の写し 第4項の規定により 費の交付を受けようとする議員にあっては、10日)以内に、 当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類 「収支報告書」 ただし、 (以下 この限りでない 長に提出しなければならない。 掲げる事項を記載した報告書 提出した場合は、 議員は、 第5条

盤  $(1) \cdot (2)$ 

盤  $\mathfrak{S}$  $^{\circ}$  当該身体拘束処分を 解かれた日の前日の属する月の翌月1日から当該身体拘束処分 公訴を提起しない処分があった日 身体拘束処分を受けたときは に係る刑事事件について 議員は、 4

で

は裁判が確定した日の属する年度の最後の月の翌月10日ま

報

当該特例収支報告 「特例証拠書類」 その年度の政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した (以 下 「特例収支報告書」という。) 書の内容を証する領収書その他の書類 (以 下 噩

収支報告書の提出等)

(以下 その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に 「証拠書類」という。)の写しを添えて、年度終了日の翌日から 当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類 起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。 (以下「収支報告書」 掲げる事項を記載した報告書 議員は、 ら 条 Į, 紙

盤  $(1) \cdot (2)$ 

器  $\mathfrak{C}$  $^{\circ}$ 

より び別	(収支報告書の調査等) (収支報告書の調査等) (収支報告書の調査等) (収支報告書の調査等) (収支報告は、収数注配書の適にお替行を図えたが、前条等	(おった、既なは、以がに割りが周上ががにららたが、) 項文は第2項の規定により提出された収支報告書の内に必要な調本を、事務局長(地方自治決策138条第3項	る事務局長をいう。	2 零	(証拠書類の整備等) - 書類 第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類を整備し、収支報 こして 告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存 しなければならない。
という。)の写しを添えて、議長に提出することができる。         (1)       第3条第2項及び第3条の2第2項第2号の規定に 既に交付を受けた政務活動費の総額         (2)       政務活動費を充てるべき経費について、その総額及表に定める使途区分ごとの金額	(収支報告書 <u>又は特例収支報告書</u> の調査等) 毎6条 業員は - 跡数还配書の適正や軸行を図えたみ - 前条笠	職なは、気がに割りの両上でがにするのでで、 しくは第2項の規定により提出された収支報告書面の抽定により提出された収支報告書	必要な調査を、事務局長(地方自治法第138条第3項に規定す事務局長をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。	2 略	( <u>証拠書類等</u> の整備等) 第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類 <u>又は特例証拠書類</u> を整備し、 <u>当該書類に係る年度の終了の日</u> の翌日から起算して 5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)	:出され 第8条 議長は、第5条第1項又は第	<u>にによ</u> た収支報告書及び証拠書類の写しを	、当該 限の翌日から起算して5年を経過する	過する らない。
(収支報告書等の保存及び閲覧等)	第8条 議長は、第5条第1項又は第2項の規定により提出され	た収支報告書及び証拠書類の写し並びに同条第4項の規定によ	り提出された特例収支報告書及び特例証拠書類の写しを	書類に係る年度の終了の日の翌日から起算して5年を経過する

頃又は第2項の規定により提出され

で保存しなければな

Ш Ж 10

当該収支報告書の提出期

2 前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類 (鳥取県 第8条に規定 インターネットの利用 する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」 の写し並びに特例収支報告書及び特例証拠書類の写し (平成12年鳥取県条例第59号) を一般の閲覧に供するとともに、 により公表するものとする 議会情報公開条例 議長は、  $^{\circ}$ 

日まで保存しなければならない。

前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、8月1日 第5条第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書 類の写しにあっては、当該収支報告書の提出期限の翌日から起 その日に最も近い県の休日でない 3月を経過する日の翌日)(その日が県の休日に当たる その日後において から始める。 4 က

#### (平成12年鳥取県条例第59 N N 前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類 以下 を一般の閲覧に供するとともに、 第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。 ターネットの利用により公表するものとする。 の写し(鳥取県議会情報公開条例 支報告書等」という。) 議長は、 争 $^{\circ}$

当該収支 田の路 して3月を経過する 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、 報告書の提出期限の翌日から起算 から始める。 က

Ш

副 逶

#### (施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

#### (適用)

- この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議会の議員につ いては、この条例の施行の日以後の月分の政務活動費について、改正後の鳥取県政務活動費交付条例第3条の2の規定を適用する。 (鳥取県情報公開条例の一部改正)
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。 က

改 正 後	改正前
(開示義務)	(開示義務)
第9条 略	第9条 略
2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報	2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報
のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわら	のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわら
ず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。	ず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。
(1)~(1) 略	(1)~(7) 略
(8) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9	(8) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9
号)第5条第1項若しくは第2項の規定に基づき提出される	号)第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される証拠
証拠書類の写し又は同条第4項の規定に基づき提出される特	書類の写しに記載されている情報であって、公にすることに

<u>例証拠書類の写し</u> に記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの	より、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの
例第59号)	こうに改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、	定に、下線で示すように改正する。
改正後	改正前
(公文書の開示義務)	(公文書の開示義務)
第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文	第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文
書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)の	書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)の
いずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当	いずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当
該公文書を開示しなければならない。	該公文書を開示しなければならない。
(1)~(8) 聚	(1)~(8) 略
(9) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9	(9) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9
号)第5条第1項 <u>若しくは第2項</u> の規定に基づき提出される	号)第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される証拠
証拠書類の写し又は同条第4項の規定に基づき提出される特	書類の写しに記載されている情報であって、公にすることに
<u>例証拠書類の写し</u> に記載されている情報であって、公にする	より、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

6